



南砺市告示第164号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の字の区域を次のとおり変更するものとし、同条第2項の規定により告示する。

上記の処分は、土地改良法（昭和24年法律第195号）の規定による県営経営体育成基盤整備事業北山田北部地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成21年12月28日

南砺市長 田中幹夫



字の区域の変更に関するもの

市町村名	従前の大字の区域を変更し、大字「在房」に編入する区域	
	大字名	地 番
南砺市	久戸	56の2の一部、57の2、58の一部、80の1の一部、80の2、81、82、83の一部、84の一部、104の一部、105、106の一部、107の一部、132の一部、157の2の一部、244の一部、246の1の一部、246の2の一部、282の1の一部、282の2の一部、283の1、283の2、284の一部、285-1の一部、307の1、307の6

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

市町村名	従前の大字の区域を変更し、大字「久戸」に編入する区域	
	大字名	地 番
南砺市	在房	476の1の一部、476の2の一部
	宗守	302の一部、303から307まで、308の一部、309の一部、310の一部、311の一部、335の1の一部、336の1の一部、336の2の一部、584の一部、2059の3の一部、2060の3の一部、2060の4、2061の4の一部、2064の一部、2065、2066、2067の2の一部、3051の一部、3052の一部、3053の一部、3056
	神成	7の1の一部、8の1の一部、9の1、10の1、10の5の一部、34、368、369の1、369の2の一部、369の3の一部

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

市町村名	従前の大字の区域を変更し、大字「神成」に編入する区域	
	大字名	地番
南砺市	久戸	117 の 4、118 の 1、319、320、321
	宗守	189 の 1 の一部、221 の一部、226 の一部、227 から 232 まで、 233 の 1、233 の 2、234 の 1、234 の 2、235 から 237、 238 の一部、243 の 1 の一部、244 の 1、245 の 1、246 の 1、 246 の 2、247 の 1、248 の 1、248 の 2 の一部、248 の 3、 250、251 の 1、274 の 1、275、276、277、278、 2044 の 5 の一部、2045 の 5 の一部、2045 の 6、2046 の 1、 2046 の 2、2047 の 5 の一部、2047 の 6、2049 の 7 の一部、 2049 の 8 の一部、2050 の 6 の一部、2051 の 6 の一部、 2052 の 7 の一部、2052 の 8、2068、2069、2070 の一部、 3036 の 3 の一部、3038 の 2 の一部、3039 の 1 の一部、 3059 の 3 の一部、3059 の 4、3059 の 5、3060 の 1 の一部、 3060 の 2、3066 の一部
	高島	57 の一部、283 の 2 の一部、594 の 1 の一部、595 の 1 の一部

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

市町村名	従前の大字の区域を変更し、大字「高島」に編入する区域	
	大字名	地番
南砺市	神成	285 の一部、286 の一部、595 の 2 の一部

上記の区域内にある市有地の全部を含む。